

東京都エコ農産物認証制度 Q & A

令和5年5月現在

<認証要件について>

Q 1 東京都エコ農産物の認証を申請できるのはどのような人ですか。

A 1 東京都エコ農産物の認証を申請できるのは、都内の農地で農産物の生産を行う個人、法人・団体等です。

また、都内の農地で営農する他県に所在のある個人、法人・団体等も、都による調査、確認、指導等に従うことができる場合には申請できます。

Q 2 認証対象の農産物は、どのようなものですか。

A 2 認証対象となる農産物は、土づくりや化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術を使用することにより、栽培期間中、都の慣行使用基準*に比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用について 25%以上削減（または不使用）して生産された農産物です。

* 慣行使用基準は認証要領別表 2 参照

また、出荷・販売を目的に生産される農産物であること、その農産物の生産履歴を必要に応じて公開できることも要件となります。

なお、教育を目的として栽培され、一部を出荷・販売する農産物も認証対象とすることができます。

Q 3 都内に所在のある個人、法人・団体等が都外の農地で生産した農産物は認証の対象となりますか。

A 3 原則として、都外の農地で生産した農産物は認証の対象になりません。ただし、東京都に隣接する農地で申請者が一体的に管理している農地は、申請の対象になる可能性があるので、個別にご相談ください。

Q 4 ウドの根株養成を都外へ委託していますが、このウドは認証の対象となりますか。

A 4 生育過程において、都外に委託栽培をする場合は、最終の生産ほ場が都内であれば認証の対象となります。ただし、この場合でも、都外で栽培したときの生産履歴が明らかである必要があります。

Q 5 化学合成農薬と化学肥料の削減割合と認証区分はどうなっていますか。

A 5 東京都エコ農産物認証要領別表 3 をご覧ください。なお、認証農産物の販売における削減割合の表示については、Q41 を参照してください。

Q 6 東京都エコ農産物の認証には、土づくりや化学合成農薬と化学肥料の使用を削減する効果の高い技術のすべてを使用しなければならないのですか。

A 6 東京都エコ農産物の認証には、申請する認証対象農作物ごとに、土づくりの技術から 1 つ以上、化学合成農薬の使用を削減させる効果の高い技術*か

ら1つ以上、化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術※から1つ以上を使用して農産物を栽培することが条件になります。申請書※には、使用するすべての技術について記入していただきます。もちろん、認証を受けた場合、これらの認証条件を満たした出荷・販売物のみが認証農産物となります。

※ 効果の高い技術は認証要領別表1参照。申請書は認証要領別記様式第1号参照。

Q 7 認証の決定前に栽培を開始した農産物は申請できますか。

A 7 認証前に栽培が開始され収穫が認証後になるもの（永年性作物にあっては、認証前に前作の収穫が終了したもの）も、東京都エコ農産物の認証基準を満たし、生産履歴が記録されているものについては申請できます。

Q 8 認証期間内に栽培を開始し、収穫が認証期間を超える場合、認証期間の終わりはいつですか。

A 8 認証期間を超えて収穫が続く農産物の認証は、引き続き次の5年間の認証を受けるか否かによって異なります。

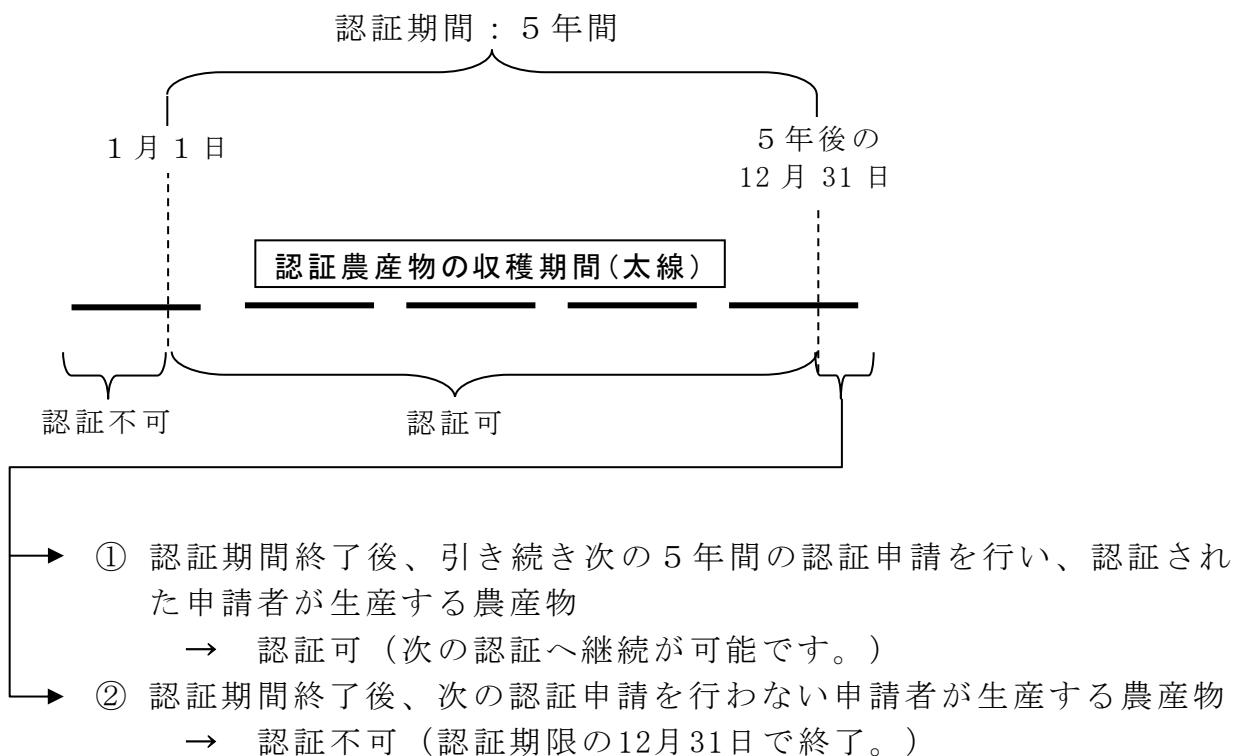
(1) 引き続き次の5年間の認証を受けた申請者が生産する農産物

→ 認証期間中に栽培を開始した認証農産物は、収穫を終了するまでが認証期間となります。

(2) 次の5年間の認証を受けない申請者が生産する農産物

→ 認証完了年の12月31日をもって認証は終了します。

この場合は、認証期間中に栽培を開始した認証農産物であっても、認証が完了した翌年の1月1日以降の出荷・販売物について東京都エコ農産物認証を謳ったり、認証マークの使用はできません。



Q 9 認証対象農産物であっても、慣行使用基準がない作型の農産物は認証され

ますか。

A 9 認証対象農産物であっても、その作型が都の慣行使用基準にない場合については、認証区分ごとの化学合成農薬の使用回数の上限値と化学肥料の使用量の上限値を示すことができないため、認証することはできません。

なお認証対象農産物の作型については、認証要領別表2を参照ください。

Q 10 作型の他、認証対象農産物の区分けや範囲について、注意することはありますか。

A 10 認証対象農産物の区分けや範囲については、農薬登録における適用作物名を参考にしていることがあります。例えば、解りにくい事例として以下のように取扱う農産物がありますので、注意してください。

(1) ブロッコリーと茎ブロッコリー

ブロッコリーと茎ブロッコリー(主な品種名「スティックセニョール」)は農薬登録における適用が異なるため、使用できる農薬が異なります。よって、本制度ではブロッコリーと茎ブロッコリーを違う農産物として扱うので、茎ブロッコリーは認証できません。

(2) 葉ショウガとショウガ

農薬登録における適用作物名において、ショウガは「(根ショウガなど)根茎を収穫するもの」と定義され、葉ショウガは「(谷中ショウガ、筆ショウガなど)生葉のついたままの若い根茎を収穫するもの」と定義されています。

よって、本制度では、収穫時期が異なる葉ショウガとショウガはそれぞれ別の認証対象農産物として取扱います。

Q 11 鉢植えで栽培する(ボックス栽培、コンテナ栽培、隔離床栽培等を含む)農産物は認証されますか。

A 11 鉢植えの農産物については、必ず鉢植えする培養土にその地域の農地土壤を用い、かつその培養土に対してほ場と同様の土づくりを行う場合に限り、その農産物も認証対象とすることができます。

しかし、Q 9 の作型についてと同様に、認証対象農産物の鉢植え栽培に対する都の慣行使用基準がない場合については、認証区分ごとの化学合成農薬の使用回数の上限値と化学肥料の使用量の上限値を示すことができないため、認証することはできません。

Q 12 養液栽培する農産物は認証されますか。

A 12 養液栽培する農産物は、養液栽培における化学合成農薬の都の慣行使用基準が定められた作型(認証要領別表2参照)で栽培し、認証要領別表1-2の要件を満たすものについて認証できます。

Q 13 観賞用に生産出荷される農産物や農産物の苗は認証されますか。

A 13 観賞用に生産出荷される農産物及び観賞とともに果実等を食用に供することを目的に生産出荷される農産物については、食用に供するための収穫期

になる前に出荷されたり鉢植えで出荷されたりするなど、収穫までをほ場で行う一般的な生産出荷の場合とは明らかに異なる栽培管理が行なわれていると考えられます。

また、苗の生産においては、一般的にその農産物の収穫までの慣行使用基準よりも少ない化学合成農薬・化学肥料の使用で出荷に達するものと考えられます。

このことにより、Q 9 の作型についてと同様に、認証対象農産物の觀賞用生産や販売用苗の生産に対する都の慣行使用基準がない場合については、認証区分ごとの化学合成農薬の使用回数の上限値と化学肥料の使用量の上限値を示すことができないため、認証することはできません。

Q 14 施設（ハウス）栽培した農産物は認証対象となりますか。

A 14 被覆資材を張った鉄骨ハウスやパイプハウスなど、施設（ハウス）栽培された農産物については、露地栽培の農産物と同様に認証の対象となります。

ただし、慣行使用基準の作型において、（施設）と記載されている作型については、施設（ハウス）栽培された農産物のみがその慣行使用基準により認証対象となりますので、ご注意ください。

逆に、（露地）と記載されている作型については、露地栽培された農産物のみが認証対象となります。

Q 15 果樹や植木を栽培している生産ほ場の棚下やうね間などで生産する野菜は認証されますか。

A 15 同じ生産ほ場で種類※の異なる農産物を栽培する場合は、そのどちらの種類※の農産物も認証できません。また、同じ種類※でもそれが立体的に栽培される場合は認証できません。

※ 「種類」とは、慣行使用基準認証要領別表 2 における種類のこと具体的には、以下ののような事例が想定されます。

＜例 1＞ 植木畑の畝間で野菜を生産する（植木と野菜の混作）。

＜例 2＞ 果樹園の棚下で野菜を生産する（果樹と野菜の混作）。園内にボックス栽培するブルーベリーが配置されているナシ（果樹と果樹の立体的混作）。

＜例 3＞ パイプハウスにおいて、ニガウリをパイプ等へ誘引して栽培し、そのパイプ内側で別の野菜を栽培する（野菜と野菜の立体的混作）。

＜例 4＞ その他、これに準じる栽培様式・栽培形態。

ただし、同じ生産ほ場で栽培する農産物の全てに化学合成農薬、及び化学肥料をまったく使用しない場合に限り認証できる可能性があるので、農業振興事務所振興課農業環境担当にご相談ください。

Q 16 新たな農産物を追加認証したいときや、申請者を親から子へ代えるときなど認証された内容を変更したいときはどうすればよいですか。

A16 ①認証を受けていない農産物を認証農産物に追加したいとき、②認証を受けた以外のほ場で認証農産物を栽培したいとき（栽培ほ場の追加）、③化学合成農薬、化学肥料の削減割合を現状より高くする認証区分の変更、などの場合は、土づくりや化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減する技術やほ場の確認が必要となるため、変更申請が必要です。

変更申請には、変更申請書（認証要領別記様式第4号）及び変更申請書に記載されている添付書類を提出してください。変更申請は、通常の申請と同じように受け付けます。

なお、変更申請が認められた場合でも認証期間の延長はありません。

また、認証農産物や栽培方法に変更がなく、技術やほ場の確認が必要となるない、④化学合成農薬、化学肥料の削減割合を現状より低くする認証区分の変更、⑤認証農産物や栽培を行うほ場、栽培方法に変更がなく申請者を親から子に代えるとき（申請者の変更）、⑥一部認証農産物の栽培中止、⑦一部ほ場での栽培中止、⑧公開情報の変更、⑨認証辞退の場合には、変更届出書（認証要領別記様式第4号）の提出が必要です。

この場合については、その変更が明らかになった時点で速やかに提出してください。

Q17 申請者が認証申請書の他に書類の提出を求められることはありますか。

A17 平成27年度東京都エコ農産物認証委員会の認証審査において、認証申請書の内容が以下の事項に該当する場合は、申請者へ認証要領で定められた認証申請書以外の書類提出を求め、認証申請書の内容を補足させていただくことになりました。

平成28年度以降の認証申請においても、同様なお願いをすることがありますのでご承知ください。

(1) 5年間の認証期間の中で認証対象農産物を輪作する等の理由により、認証申請する農産物の作付面積合計が生産ほ場の面積合計に対して多くなっている場合（およそ3倍以上）。

この場合は、生産ほ場における5年間の農産物の作付計画等を提出していただくことがあります。

(2) 異なる認証区分の認証農産物を同じ生産ほ場内に隣接して作付すると判断される場合。または、認証農産物とそれ以外を同じ生産ほ場内に隣接して作付すると判断される場合。

この場合は、生産ほ場内における農産物の作付位置図等を提出していただき、認証後に削減割合の低い認証農産物へ使用した化学合成農薬・化学肥料が削減割合の高い認証農産物へ飛散する・吸収されるリスク等がないことを確認させていただくことがあります。

(3) 複数の農産物が認証申請されているにもかかわらず、生産ほ場が極めて限られた面積（およそ3a未満）である場合。

この場合は、認証後に隣接する農産物の間で使用する化学合成農薬・化学肥料が他の農産物へ飛散する・吸収されるリスク等がないことを確認するため、農産物の作付位置図等を提出していただくことがあります。

Q18 団体で認証申請できますか。

A18 団体での申請も可能です。団体で申請するときは、各団体構成員の申請書(認証要領別記様式第1号)のほか、団体申請書(認証要領別記様式第2号)を提出してください。

また、団体で申請を行うにあたっては、団体申請管理者を定め、団体申請管理者が団体の申請や変更、実績報告を取りまとめ都へ提出してください。

Q19 一旦、認証が修了した者またはその家族が、再度認証を申請することはできますか。

A19 認証期間が終わった生産者(家族など、経営を一にする者を含む)が改めて申請することは可能です。ただし、認証マークの不正使用や法令違反のために認証要領第12の2により認証を取り消された生産者等については、同項で定めた期間は認証の対象とはなりません。

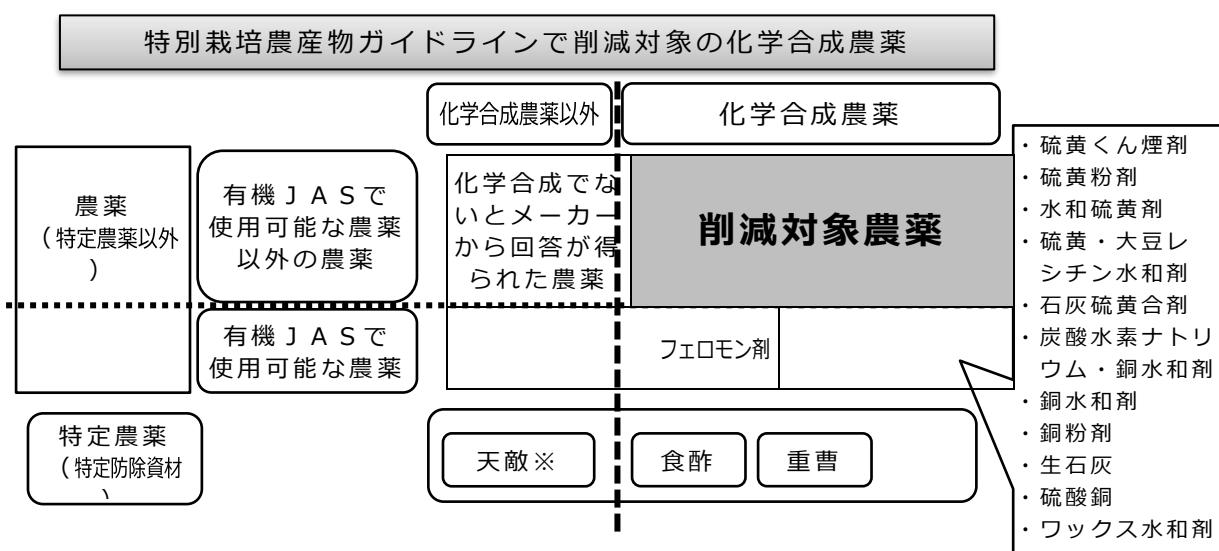
認証期間が終わった生産者等が改めて認証を申請する場合は、「新規」として申請しますが、申請者が希望する場合には、以前の認証番号を使用することもできます。

<化学合成農薬の使用回数削減について>

Q20 使用回数を削減する対象とならない農薬はありますか。

A20 削減対象となる農薬は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の定義を用いています。

「特別栽培農産物表示ガイドライン」において節減対象農薬とは、化学合成農薬から「有機農産物JAS規格」で使用の認められている農薬を除いたものと定義しています。そのため、①有機農産物JAS規格で使用の認められている農薬と、②化学合成でないとメーカーから回答を得られた農薬が削減対象とはなりません。



また、展着剤(フーモンを除く)、特定農薬(その地域で生息する天敵、重曹、食酢、発芽抑制剤及び成長促進剤として使用するエチレン、電解次亜塩

素酸水)、及び天然物由来の農薬も、使用の削減対象となりません。

これら、使用の削減対象とならない農薬を使用した場合は、化学合成農薬の使用回数には含めませんが、生産履歴には、使用したすべての農薬を記録してください。

これらの詳細については、削減対象とならない農薬の例（認証要領別表4）を作成しましたので、参考にしてください。

Q21 化学合成農薬の使用回数について教えてください。

A21 東京都エコ農産物認証制度における化学合成農薬の使用回数は、認証区分によりそれぞれの農産物の慣行使用基準の25%以上の削減、50%以上の削減、不使用(100%の削減)で栽培してください。削減後の使用回数は、小数点以下切り捨てで算出します(例:慣行基準が5回使用の場合、25%削減は3回まで、50%削減は2回まで使用可)。

また、化学合成農薬の使用回数は、使用した農薬に含まれる有効成分ごとの使用回数となるため、2種類以上の有効成分を含む農薬の使用回数は、含まれる有効成分のうち使用回数に加える有効成分の合計回数になります。

<例1>有効成分にA、B(すべて使用回数に加える化学合成農薬成分)を含む●●水和剤を1回散布する場合

使用回数	有効成分ごとの使用回数	化学合成農薬としての使用回数
●●水和剤	1回	2回
うち有効成分A	1回	1回
うち有効成分B	1回	1回

<例2>有効成分にD(使用回数に加える農薬)、E(東京都エコ農産物で使用回数に加えない農薬)を含む▲▲水和剤を1回散布する場合

使用回数	有効成分ごとの使用回数	化学合成農薬としての使用回数
▲▲水和剤	1回	1回
うち有効成分D (使用回数に加える)	1回	1回
うち有効成分E (使用回数に加えない)	1回	0回

Q22 購入種子や購入苗に使用された農薬はどのように扱えばいいですか。

A22 購入種子に使用された農薬(種子消毒のための農薬)は、化学合成農薬の使用回数に含みません。ただし、購入後に自ら種子消毒のため使用した化学

合成農薬は使用回数に含みます。

また、購入苗に使用された化学合成農薬は、化学合成農薬の使用回数に含みます。よって、苗を購入する場合は、生産履歴をきちんと引き継ぐようにしてください。

Q23 化学合成農薬や化学肥料を使用して生産した作物残さ、抗生物質を用いて飼育された家畜ふん尿は、堆肥材料として使用できますか。

A23 化学合成農薬や化学肥料、抗生物質を使用していない堆肥材料入手することは困難であり、このような原料だけで、東京都エコ農産物認証の生産は場の土づくりを成り立たせることは難しいと考えられます。このため、化学合成農薬や化学肥料を使用して生産した作物残さ、抗生物質を用いて飼育された家畜ふん尿は、堆肥材料として使用することができます。

Q24 認証対象農産物の登録農薬で東京都病害虫防除指針に載っていないものがありますが、認証農産物へ使用してはいけないのですか。

A24 防除指針に掲載されていない農薬でも、その農産物に登録があれば使用しても問題はありません。

しかし、都の防除指針では、農薬を使用する農業者の安全性を確保とともに近隣住民への配慮から、毒物に該当する農薬、水質汚濁性や吸引毒性の強い農薬、臭いの強い農薬は掲載しないように心がけています。環境への負荷を軽減するだけでなく、ご自分の健康を守るためにも、防除指針に掲載されている農薬を参考にして防除対策を講じてください。

Q25 土壤に直接処理する土壤消毒剤、殺虫粒剤や除草剤などは、認証農産物へ使用できますか。

A25 東京都エコ農産物認証制度では、東京都特別栽培農産物認証制度で使用できなかった土壤消毒剤や粒剤、除草剤の使用も可能としました。

ただし、これらの農薬も削減の対象となります。

Q26 作付け前に使用した除草剤や土壤消毒剤、殺虫粒剤等は、化学合成農薬の使用回数に含まれますか。

A26 農産物に対する農薬の使用回数は、前作の収穫後から当該農産物の収穫終了までに使用された全ての農薬の使用回数をいいます。よって、作付け前に使用した除草剤等も、作付けした農産物の使用回数に含まれます。

Q27 トマトトーンをトマトなどに使用したときの使用回数はどうなりますか。

A27 トマトトーンは、直接花房や花、花こう部に対して1回使用するものであるため、その農産物の出荷・販売物に対する使用回数は、生育期間全体を通じて1回と数えてください。

たとえば、収穫する花房数が8で、各花房に1回ずつトマトトーンを使用した場合でも、トマトトーンの栽培期間中の使用回数は1回となります。

<化学肥料の使用量削減について>

Q28 化学肥料の使用量について教えてください。

A28 東京都エコ農産物認証制度における化学肥料の使用量は、化学肥料で施肥された窒素成分について、それぞれの農産物の慣行使用基準の、25%以上の削減、50%以上の削減、不使用（100%削減）で栽培してください。なお、化学肥料で施肥される窒素成分以外の成分（リン酸、カリ等）については、使用量削減の対象にはなりませんが、使用量をできる限り削減するよう心掛けください。化学合成農薬及び化学肥料不使用の認証にあっては、窒素成分以外の化学肥料も使用しないようにしてください。

Q29 化学肥料で施肥される窒素成分量の算出方法について教えてください。

A29 化学肥料の窒素成分量の算出方法については、次を参照してください。
ただし、化学肥料由来の窒素成分の割合が不明な肥料を使用したときは、施肥した窒素成分量のすべてを化学肥料によるものとしてください。

<例> 肥料に含まれる窒素成分中の化学肥料量（kg/10a）の算出方法
作付面積：500 m²（5 a） 施肥量：50kg の場合

(1) 高度化成肥料

窒素(N) 14% ; リン酸(P₂O₅) 14% ; 加里(K₂O) 14%

うち窒素成分中の化学肥料の割合；100%

$$\begin{aligned} \cdot \text{化学肥料由来の窒素成分量 (kg/10a)} \\ = 50\text{kg} \times 10\text{a} \div 5\text{a} \times 0.14 \\ = 14 \text{ (kg/10a)} \end{aligned}$$

(2) 有機化成肥料（有機 20%、有機態窒素率 不明）

窒素(N) 8% ; リン酸(P₂O₅) 8% ; 加里(K₂O) 8%

うち窒素成分中の化学肥料の割合；不明

$$\begin{aligned} \cdot \text{化学肥料由来の窒素成分量 (kg/10a)} \\ = 50\text{kg} \times 10\text{a} \div 5\text{a} \times 0.08 \\ = 8 \text{ (kg/10a)} \end{aligned}$$

※上記、A29のただし書きの内容がこれに該当します。

(3) 有機化成肥料（有機 75%、有機態窒素率 4.1%）

窒素(N) 8% ; リン酸(P₂O₅) 8% ; 加里(K₂O) 8%

うち窒素成分中の化学肥料の割合；3.9%

（全窒素率 8% - 有機態窒素率 4.1% = 3.9%）

$$\begin{aligned} \cdot \text{化学肥料由来の窒素成分量 (kg/10a)} \\ = 50\text{kg} \times 10\text{a} \div 5\text{a} \times (0.08 - 0.041) \\ = 3.9 \text{ (kg/10a)} \end{aligned}$$

Q30 堆肥を作成するときに、石灰窒素や硫安など窒素を含む化学肥料を使用し

た場合の扱いはどうなりますか。

A30 堆肥を作成するときに発酵促進のために添加される化学肥料については、ほ場に持ち込まれる化学肥料由来の窒素成分量の把握はむずかしいことから、施肥量への算入はしないこととします。

ただし、化学肥料不使用の認証（100%削減）においては、堆肥に窒素を含む化学肥料を使用しないことを要件とします。

Q31 石灰窒素を農薬（土壤消毒剤、除草剤）として使用する場合、化学肥料としての窒素成分の扱いはどうなりますか。

A31 石灰窒素は、緩効性肥料として利用するだけでなく、その化学的な特徴を利用して、土壤消毒や除草を行う農薬として利用することも可能です。

しかし、農薬としての使用によって、石灰窒素に含まれている相当量の化学肥料由来の窒素成分がほ場へ施用されることから、東京都エコ農産物認証制度において、石灰窒素を農薬として使用した場合は、それに含まれている化学肥料由来の窒素成分について、その全量を作付ける農産物への施肥量として算入します。

<例> 粒状石灰窒素（窒素成分割合 20% 全量化学肥料）をキャベツの根こぶ病防除のため、農薬として使用する。

(1) 農薬としての使用法 100～200kg/10a

は種前または植付前 散布後土壤混和する 使用回数は1回

(2) 化学肥料として換算する窒素成分量 (kg/10a)

$100\sim200\text{kg}/10\text{a} \times 0.2 = \text{窒素 } 20\sim40\text{kg}/10\text{a}$

(3) キャベツの化学肥料(窒素成分)慣行使用基準は 25kg/10a なので、
東京エコ 25 の化学肥料（窒素成分）使用量の上限は 18.75kg/10a

(4) よって、キャベツに対して石灰窒素を農薬として使用した場合、
そのキャベツは東京都エコ農産物として認証されない

Q32 購入した園芸用土や購入苗の培養土に含まれている化学肥料由来の窒素成分の扱いはどうなりますか。

A32 園芸用土や培養土に含まれる化学肥料由来の窒素成分量については、把握が困難であるうえ、育苗期間に限られるとともに持ち込まれる窒素成分量も少ないと考えられるため、化学肥料の使用量に含めません。

<認証マークと化学合成農薬・化学肥料の使用削減割合の表示について>

Q33 認証マークはどのように使用できますか。

A33 認証生産者は、認証マークを認証農産物の出荷袋や結束テープ、出荷箱などの包装資材のほか、ポスター、チラシ、のぼり旗等に使用できます。

ただし、認証農産物と認証されていない農産物が混合する場所で認証マークの付いたものを使用するときは、消費者がすべての農産物が認証されていると誤解しないように配慮しなければなりません。

なお、「東京都エコ農産物」という名称及び「認証マーク」は、東京都の登

録商標です。

「東京都エコ農産物」商標登録 第5653812号
「認証マーク」商標登録 第5653811号

認証マーク等の図像を利用したい認証生産者等は、農業振興事務所振興課農業環境担当までご連絡ください。認証期間に限り、図像データの入ったCDをお貸しします。Eメール等、CD以外による受け渡しはできませんのでご了承ください。

認証生産者以外が、認証マークが入ったポスター、チラシ等を使用する場合は、事前に知事の許可を得る必要があります。

また、ほ場に掲示する看板等に認証マークを使用する場合は、事前に農業振興事務所振興課農業環境担当にご相談ください。

Q34 認証マークの使用は義務ですか。

A34 認証マークの使用は義務ではありません。

しかし、東京都エコ農産物のPRのためにも、認証マークができるだけ活用するようにしてください。

Q35 認証マークには認証番号及び **東京都エコ農産物** **検索**  等を表示しなければならないのですか。

A35 認証マーク近傍（認証農産物に添えられるポップ等に表示することも可）に、認証番号あるいは、氏名、団体名（団体で申請した場合に限る）のいずれか認証生産者が特定できる項目を表示することを原則としています。

また、**東京都エコ農産物** **検索** （以下、「検索マーク」という。）も、東京都エコ農産物認証制度の説明に代わるものですので、認証マークとともに必ず表示してください。

Q36 申請書に記載した生産ほ場以外で農産物を栽培したとき、認証マークをつけられますか。

A36 申請書に記載していない生産ほ場で生産された農産物は、東京都エコ農産物として認められないため、認証農産物として取り扱うことはできません。

したがって、認証マークの表示はできません。生産ほ場を追加または変更するときは必ず変更申請を行い、追加・変更内容について都が認めた後に、認証農産物へ認証マークを付けるようにしてください。

Q37 市場へは父、直売所へは母、スーパーへは子の名前で出荷していますが、家族の誰かが認証を受けていれば、家族の誰でも認証マークを使用していいですか。

A37 このような場合は、共同申請をしてください。

認証マークを使用する家族各人の連名で共同申請をすれば、その家族は全員認証マークを使用することができます。

Q38 出荷グループや生産団体などの組織・団体で、認証マークを共同使用でき

ますか。

A 38 申請時に、「東京都エコ農産物認証申請における団体登録申請書」を提出し、それが認証されれば団体名称でマークの使用が可能となります。

Q 39 東京都エコ農産物を原料に使用した加工品に、東京都エコ農産物を原料に用いていることを表示したり、認証マークを付けることはできますか。

A 39 認証農産物を原料に使用した冷凍や乾燥（穀類の乾燥を除く）、加熱、味付けしたもの、カット野菜などの加工品へ認証マークを付けることはできません。ただし、ダイコンや白菜などの2分割や4分割など、農産物を単に切断したものは、加工品ではなく生鮮食品に該当するため、認証マークを付けることができます。

また、加工品の原料に東京都エコ農産物を用いていることが事実ならば、「東京都エコ農産物認証キュウリ使用」などの表示は可能です。

Q 40 認証農産物と認証されていない農産物を同じ包装に混ぜて出荷販売するとき、認証マークを付けることはできますか。

A 40 認証マークを付けることはできません。

Q 41 化学合成農薬と化学肥料の削減割合を表示するにはどうすればよいですか。

A 41 包装袋、結束テープ、出荷箱、POP、チラシ、のぼり旗等に、認証マーク及び認証番号や氏名、団体名など生産者を特定できる項目とともに化学合成農薬と化学肥料の削減割合を表示することができます（生産者が特定できる個人直売などでは、認証番号等の表示は不要です）。

ただし、認証マークと一緒に化学合成農薬と化学肥料の削減割合を表示することはできません。

また、個々の生産者名を表示せず団体名のみを表示する場合は、団体構成員全員の認証された削減割合が同一である必要があります。

●生産者を特定できる項目の表示と化学合成農薬・化学肥料の削減割合の表示

（1）出荷・販売先別の削減割合の表示

		市場、共同直売所などの出荷、販売	対面販売・個人販売
認証番号等	あり	* ¹ 化学合成農薬・化学肥料の削減割合の表示可	化学合成農薬・化学肥料の削減割合の表示可
	なし	削減割合の表示不可	

* 1 認証番号等とは、認証番号、生産者氏名、団体名のいずれかを指します。

また、生産者を特定できる項目として「○○生産部会」など団体名を表示する場合は、団体で認証申請を行っていることが必要です。さらに、団体構

成員それぞれの削減割合が同一である必要があります。

● 削減割合の表示区分と表示例

		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100%
化学肥料の削減割合	窒素肥料25%以上	東京エコ25 化学合成農薬・化学肥料25%以上削減	東京エコ25 化学合成農薬50%以上・化学肥料25%以上削減	東京エコ25 化学合成農薬不使用、化学肥料25%以上削減
	窒素肥料50%以上	東京エコ25 化学合成農薬25%以上・化学肥料50%以上削減	東京エコ50 化学合成農薬・化学肥料50%以上削減	東京エコ50 化学合成農薬不使用、化学肥料50%以上削減
	化学肥料100%	東京エコ25 化学合成農薬25%以上削減・化学肥料不使用	東京エコ50 化学合成農薬50%以上削減・化学肥料不使用	東京エコ100 化学合成農薬・化学肥料不使用

● 削減割合の表示例



東京エコ50
(化学合成農薬・化学肥料50%以上削減)
認証番号 000000

● 表示禁止例（マークと一体表示の禁止）



※マークの外枠を拡大して他の表示を入れている例

Q 42 化学合成農薬と化学肥料の削減割合の認証区分が異なる農産物を同じ包装に混ぜて出荷販売するとき、化学合成農薬と化学肥料の削減割合の表記はどうすればよいですか。

A 42 認証マークを付けたうえで、認証農産物の認証区分の最も低い削減割合を表記してください。

Q 43 認証後、認証期間中の栽培において、収穫までの化学合成農薬の使用回数が認証された削減割合にならなかつた場合はどうなるのですか。

A 43 認証後、農産物の化学合成農薬の使用回数が認証された削減割合に満たな

かった場合は、認証の要件に達していないため、認証農産物とはなりません。

よって、認証マーク等は使用できず、一般農産物として出荷・販売をしてください。

Q44 エコファーマーマークのように「環境にやさしい農業をはじめました」、または、「化学合成農薬、化学肥料を減らして生産しました」のように表示してもよいですか。

A44 エコファーマーマークのように特定の言葉を認証マークとともに表示したり、化学合成農薬と化学肥料の使用量の基準や、削減割合をきちんと示さずに、「化学合成農薬、化学肥料を減らして栽培しました」と表示したりするようなことはできません。

また、東京都エコ農産物認証制度では、「化学合成農薬、化学肥料を減らして栽培しました」のような曖昧な表示はできません。

必ず、認証マークと認証番号及び検索マークを正しく表示してください。

Q45 「無農薬」、「減農薬」、「無化学肥料」、「減化学肥料」の表示をしてもよいですか。

A45 「無農薬（無化学肥料）」の表示は、土壤に残留した農薬（化学肥料）や周辺ほ場から飛散した農薬（化学肥料）を含め、一切の残留農薬（化学肥料）を含まない農産物との優良誤認を招くおそれがあります。また、「減農薬（減化学肥料）」の表示は、削減割合が不明確であり、消費者にとって曖昧で分かりにくいものです。そのため、「無農薬」、「減農薬」、「無化学肥料」、「減化学肥料」の表示はできません。

このほか、「有機栽培」についても、「有機農産物の日本農林規格（有機農産物 J A S 規格）」に違反するため表記できません。

＜都による確認行為等について＞

Q46 生産ほ場調査や残留農薬調査の検体採取等を行う「安全確認者」は、認証申請する人がJAに依頼するのですか。

A46 安全確認者は申請者が就任を依頼する必要はありません。都が、JAに依頼して、安全確認者を委嘱します。なおJA組合員でない農業者やJAがない地域の農業者等は、農業振興事務所振興課農業環境担当（島しょの場合は各支庁産業課）にご相談ください。

Q47 都と安全確認者による生産ほ場調査には、必ず申請者が立ち会わなければならぬのですか。

A47 ほ場調査は申請時に行います。調査の際には、栽培計画や導入技術、農薬飛散防止対策などについて詳細な確認を行う必要があるため、特段の理由がない限りは申請者の立ち会いをお願いします。

Q48 都による「栽培管理状況等の確認」は、どのように実施されますか。

A 48 認証ほ場や茶の乾燥調製施設等に都の職員がうかがい、現地の状況を確認します。確認項目については認証実施要領第8、別紙調査様式3、及び4を参照してください。

第8（1）栽培管理状況等の確認は、原則として事前の通告をいたしません。認証生産者等の立ち合いは必須ではありませんが、より確認の効果を高めるため、可能な限りご協力をお願いします。

また（2）化学合成農薬及び化学肥料の使用状況の確認、及び（3）「茶」に関する調査及び確認にあたっては、認証生産者及び団体申請管理者（必要により安全確認者）に事前に通知しますので、生産履歴や乾燥調製記録簿をご用意の上、立ち会いをお願いします。

Q 49 実績報告書は毎年都へ提出しなければならないのですか。また、生産履歴も毎年提出しなければならないのですか。

A 49 実績報告書は、毎年必ず都に提出してください。

個人の認証生産者は、認証要領別記様式第5号で報告してください。団体申請を行った場合は、各認証生産者の実績報告（認証要領別記様式第5号）に、団体実績報告書（認証要領別記様式第6号）を付けて報告してください。

生産履歴は毎年提出する必要はありませんが、申請者は消費者などから求められた場合は、いつでも生産履歴を提示することが義務付けられています。また、都が必要と判断した場合も、生産履歴の提出を求めることがあります。

なお、都が残留農薬の調査を行う検体については、かならず生産履歴を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

Q 50 残留農薬調査は必ず行わなければならないのですか。また、どのように検査を受ければいいのですか。

A 50 残留農薬調査は、各認証生産者の5年間の認証期間中に3回以上実施します。検査には農産物の可食部500g以上が必要です（なお「可食部」が植物体のどの部分かの判断は、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」を参考にしてください）。残留農薬調査の検体の採取と検査機関への搬入は、安全確認者が行います。

また、検査を受ける農産物には生産履歴を必ず添付してください。生産履歴は、都の指定の様式（認証実施細則別紙調査様式2）、またはJA東京グループの生産履歴管理・農薬適正システムの帳票を使用してください。これらの様式を使用できない場合も、①作付面積、②栽培準備から収穫・出荷までの作業の内容と実施日（播種・定植・収穫等）、③農薬の種類と使用日・希釈倍率と散布液量（薄めて使う剤）または使用量（粒剤や粉剤、土壤消毒剤等）、④肥料の種類（名称）と施用日、施用量、⑤対象病害虫、生産ほ場所在地の記載が、最低限必要です。